

徳島県告示第百九十九号

次のとおり特定農業用ため池の指定を解除したので、農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成三十一年法律第十七号）第七条第五項において準用する同条第三項の規定により公示する。

令和七年三月二十八日

徳島県知事 後藤 田 正 純

一 指定解除年月日

令和六年十二月二十三日

二 指定を解除した特定農業用ため池の名称及び所在地

名称	所在地
森正勝池	名東郡佐那河内村上字平地二七番地